

◎佐賀県条例第10号

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p><b>第6条</b> 略</p>	<p><u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p><b>第7条</b> <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情</u></p>

改正前	改正後
<p>第7条・第8条 略</p>	<p>報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> <p>第8条・第9条 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(佐賀県県税条例の一部改正)
- 佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p><b>第113条の3</b> 種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、<u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則で定める方法により徴収するものとする。</u></p>	<p>(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p><b>第113条の3</b> 種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、<u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則で定める方法により徴収するものとする。</u></p>

(佐賀県証紙条例の一部改正)

- 佐賀県証紙条例（昭和39年佐賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入等)</p> <p><b>第2条</b> 知事が、別に定める使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する使用料等については、規則で定める方法により徴収する。</p> <p>(1) <u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料等</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入等)</p> <p><b>第2条</b> 知事が、別に定める使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する使用料等については、規則で定める方法により徴収する。</p> <p>(1) <u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料等</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 4 佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年佐賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）第2条第6号に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）第2条第6号に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>2 略</p>